

**横浜市緑区福祉保健活動拠点 指定管理者評価基準項目別評価結果**

※選定委員5名(順不同)

項目	配 点 ( )は、1人あたり		得 点 ( )は、得点率	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会				
	A委員	B委員		C委員	D委員	E委員		
1 運営ビジョン	150	(30)	132 (88.0%)	20	26	28	30	28
(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割	50	(10)	48 (96.0%)	8	10	10	10	10
(2) 地域における福祉及び保健にかかる課題の解決に向けた連携・協働による取組について	50	(10)	44 (88.0%)	6	8	10	10	10
(3) 合築施設との連携	50	(10)	40 (80.0%)	6	8	8	10	8
2 団体の状況	100	(20)	90 (90.0%)	16	18	18	20	18
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	50	(10)	48 (96.0%)	8	10	10	10	10
(2) 財務状況	50	(10)	42 (84.0%)	8	8	8	10	8
3 職員配置・育成	100	(20)	86 (86.0%)	16	16	16	18	20
(1) 職員の確保及び配置	50	(10)	42 (84.0%)	8	8	8	8	10
(2) 育成・研修	50	(10)	44 (88.0%)	8	8	8	10	10
4 施設の管理運営	300	(60)	267 (89.0%)	49	47	55	60	56
(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	50	(10)	38 (76.0%)	6	6	8	10	8
(2) 事件事故等防止体制、緊急時の対応	50	(10)	46 (92.0%)	8	8	10	10	10
(3) 防災等に対する取組	50	(10)	44 (88.0%)	8	8	10	10	8
(4) 公正・中立性の確保	50	(10)	48 (96.0%)	10	10	8	10	10
(5) 利用者のニーズ、要望及び苦情への対応	50	(10)	44 (88.0%)	8	6	10	10	10
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重の取組	25	(5)	24 (96.0%)	5	5	4	5	5
(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	25	(5)	23 (92.0%)	4	4	5	5	5
5 事業	400	(80)	358 (89.5%)	62	66	76	80	74
(1) 施設の提供	100	(20)	92 (92.0%)	18	16	18	20	20
ア 利用団体との関係性の構築・支援	50	(10)	48 (96.0%)	10	8	10	10	10
イ 施設の利用促進	50	(10)	44 (88.0%)	8	8	8	10	10
(2) ボランティアに関する事業	200	(40)	170 (85.0%)	26	32	38	40	34
ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案	50	(10)	40 (80.0%)	6	6	8	10	10
イ ボランティアに関する広報及び情報提供	50	(10)	44 (88.0%)	8	8	10	10	8
ウ ボランティアに関する相談・紹介	50	(10)	44 (88.0%)	6	10	10	10	8
エ ボランティアの育成・支援	50	(10)	42 (84.0%)	6	8	10	10	8
(3) 他の関連組織とのネットワーク	100	(20)	96 (96.0%)	18	18	20	20	20
ア 関係機関及び地域団体との連携	50	(10)	46 (92.0%)	8	8	10	10	10
イ 区行政との協働	50	(10)	50 (100.0%)	10	10	10	10	10
6 収支計画及び指定管理料	75	(15)	68 (90.7%)	14	12	12	15	15
(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	50	(10)	46 (92.0%)	10	8	8	10	10
(2) 運営費の効率性	25	(5)	22 (88.0%)	4	4	4	5	5
委員ごとの合計(1~6)	1,125	(225)	1,001 (89.0%)	177	185	205	223	211
最低制限基準	675				「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%			
最低制限基準に対する得点	1,001				「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除いた採点の合計			
7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況	50	(10)	30 (60.0%)	6	6	6	6	6
(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	20	(4)	20 (100.0%)	4	4	4	4	4
(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	10	(2)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	10	(2)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	10	(2)	10 (100.0%)	2	2	2	2	2
8 前期の指定管理業務の実績	50	-10~10	35 (70.0%)	5	5	10	10	5
合 計(1~8)	1,225	(245)	1,066 (87.0%)	188	196	221	239	222